

資料

医療基本法案

政府は、五月二十三日の閣議で、医療基本法案を今国会に上呈することを決め、同二十六日、国会へ提出した。

前文

医療の目的は、健康な生活の享受という国民共通の念願にこたえることにある。

医療は、生命の尊重を旨とし、医学に基づき、及び医療のにない手と医療を受ける者との信頼関係に立って行なわれるものである。また、医療は、医師及び歯科医師が中心となつて行なうものであり、それゆえ、医師及び歯科医師の職責は、極めて重大である。

われらは、すべての国民が医学医療の進歩発展及び社会的経済的条件の変化に即応して、単に治療のみならず、健康の増進及び疾病の予防のための措置並びにリハビリテーションを含む適切な医療を受ける機会を与えられなければならないと考へる。

医師等の人材の確保、医療施設の体系的整備等医療供給体制の総合的かつ計画的な整備を図ることが国の重要な責務であると確信する。

ここに、医療に関する国の責務その他基本的な事項を明らかにし、その政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総則

(医療に関する政策の目標)

第一条 医療に関する政策の目標は、医学医療の進歩発展、医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護婦その他の医療従事者の養成及び確保、医療施設の整備等に必要の施策を講ずることにより、医療の普及向上を図り、もつて国民福祉の増進に資することにあるものとする。

(国の施策)

第二条 国は、前条の目標を達成するため、次に掲げる事項につき、その

政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 医療に関する研究及び技術の開発の推進を図ること。

二 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護婦その他の医療従事者の養成及び確保並びに資質の向上を図ること。

三 各種医療施設の役割を明確にし、あわせてその体系的整備及び機能連けの強化を図ること。

四 健康教育の充実、保健指導体制の確立等健康の増進及び疾病の予防のための体制の整備を図ること。

五 医薬分業の推進を図ること。

六 医薬品及び医療用具の安全性の確保及び品質の向上を図ること。

七 前各号に掲げるもののほか、医療の普及向上に必要な事項

(地方公共団体の施策)

第三条 地方公共団体は、国の施策に準ずる施策を講ずるほか、当該地域の自然的社会的条件に応じた医療の確保のため必要なその他の施策を講ずるものとする。

(財政措置等)

第四条 政府は、第二条の施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 医療計画等

(医療計画)

第五条 厚生大臣は、第二条の規定により国が講じようとする施策の大綱についての計画(以下「医療計画」という。)の案を作成、閣議の決定を求めなければならない。

2 厚生大臣は、少なくとも五年ごとに医療計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 厚生大臣は、医療計画の案又は医療計画を変更する案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、医療計画審議会の意見をきかなければならない。

4 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、医療計画の要旨を公表しなければならない。

(都道府県医療計画)

第六条 都道府県知事は、第三条の

(以下、略)

資料

野党の医療保障基本法

社会、公明、民社の野党三党は政府の一連の抜本改正案、医療基本法案を抜本の名に値いせずと批判していたが、5月15日、野党の医療保険制度の抜本改正案として「医療保障基本法」を国会に共同提案した。以下はその全文である。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条の精神に基づき、すべての国民の生命と健康を守るため、医療保障に関する施策の指針及び国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、もつて国民の福祉の確保に資することを目的とする。

(医療の範囲)

第二条 医療は、健康の保持増進、疾病の予防、治療及びリハビリテーション(後保護を含む。以下同じ。)のすべてにわたるものでなければならぬ。

(基本理念)

第三条 すべて国民は、その生命の尊厳と心身ともに健康な生活を営む権利とが保持されるよう、生活の不安を伴うことなく、ひとしく適切な医療を受けることが保障されなければならない。

(医療の公共性)

第四条 医療は、人の生命及び健康に直接かかわるものであることにかんがみ、その高度の公共性が確保されなければならない。

(医療の民主性)

第五条 医療は国民の生命の保持及び健康の保持増進に奉仕するものであることにかんがみ、医療保障に関する諸制度は、国民の意思が反映されるよう民主的に運用されなければならない。

(医療の一貫性及び予防の優先)

第六条 医療は、健康の保持増進、疾病の予防、治療及びリハビリテーションが一連のものとしてその一貫性が確保され、かつ、健康の保持増進及び疾病の予防に重点が置かれるものでなければならない。

(医療の地域性)

第七条 医療は、地域の自然的、社会的諸条件に即応して供給されなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条の基本理念に基づき、第四条から前条までに定めるところを施策の指針として、医療保障に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、第三条の基本理念に基づき、第四条から第七条までに定めるところを施策の指針として、その地域の特性を考慮しつつ医療保障に関する施策を計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(医療担当者の責務)

第十条 すべて医療担当者は、生命の尊厳と人の自然回復力に関する正しい認識に立脚して、かつ、各種医療担当者相互の立場を尊重しつつ有機的連携の下に一体となつて、その任務を達成する責務を有する。

(研究開発の推進)

第十一条 国は、より良い医療がすべての国民に供給されるように、医療に関する研究及び医療に関する技術の開発を推進するために必要な施策を講じなければならない。

(関連施策の推進)

第十二条 国は、国民の生命の保持及び健康の保持増進を図るため、環境の保全、公衆衛生の向上及び増進、社会福祉施設の整備、スポーツ施設その他のレクリエーション施設の整備等の関連施策を推進しなければならない。

(財源の確保)

第十三条 政府は、第三条の基本理念にかんがみ、医療保障に関する施策の遂行に必要な財源を優先的に確保しなければならない。

第二章 健康管理体制の確立

(健康管理の措置)

第十四条 国は、すべての国民に対して健康管理の措置が実施されるよう必要な施策を講じなければならない。

(以下、略)